

尼 政 第 2 0 8 0 号
尼行改 第 1 9 0 0 号
尼 財 第 2 2 3 0 号
尼行管 第 2 5 8 0 号
平成 26 年 9 月 17 日

各 局 室 長 様

市 長

平成 2 7 年度予算編成方針について（通知）

本市は「尼崎市総合計画」と「あまがさき『未来へつなぐ』プロジェクト」(以下「プロジェクト」という。)に基づき、「ありたいまち」の実現に向けた取組や、都市の体質転換を含めた行財政改革を進めているところです。

総合計画の推進にあたっては、社会情勢や市民意識等を踏まえた施策の展開状況のチェックを絶えず行うことが必要であり、本市財政が今後の収支見通しにおいても、収支不足の状況が見込まれていることも踏まえると、これまで以上に P D C A サイクルを強く意識した行政運営のもとで既存事業の見直しを行いつつ、市政を推進していかなければなりません。

そのため、今年度から総合計画に基づき、それぞれの施策における市民意識や目標指標の達成度合いを踏まえた計画の進捗を測るとともに、事務事業を束ねた「施策」単位でこれまでの取組の成果の検証を行う「施策評価」を実施しています。

各局室におかれましては、施策評価実施 1 年目を、その評価結果と取組方針に沿って個々の事務事業の見直しを徹底する 1 年とし、事務事業の転換や選択・集中を図る中で来年度の予算編成に臨むようにしてください。

平成 27 年度予算の編成にあたっては、限られた財源等を有効に投入・配分するため、施策評価の結果に基づき、重点化が必要な施策に一定の範囲内で予算の重点配分や体制整備を行うことで、評価結果と次年度予算を連動させ、よりメリハリのついた予算編成を行います。

1 施策の重点化方向

平成 27 年度予算編成にあたっては、「ありたいまち」の実現や都市の体質転換を進めるため、それぞれの施策の目標達成に向けた質的向上を図る必要があることから、施策評価結果に沿って積極的に事務事業のスクラップ&ビルドを行い、施策の成果をあげられるよう取り組むこと。(平成 26 年度施策評価結果 14 ページ以降参照)

その中でも、特に現役世代の定住・転入促進を推進するため、施策評価の結果を踏まえ、総合計画の主要取組項目のうち、施策間での連携を強化し取組をより一層進めていくもの、また、市民意識調査において重要度が高いが満足度が低かったものを、次のとおり重点化する。

(1) 子どもたちの学びへの取組と安全で学びやすい学校の環境づくりの充実

施策に係る市民意識調査によると、「学校教育」は重要度が高いが満足度が低くその乖離も大きく、学力向上など教育環境の整備が求められている。

そこで、更なる学力向上のため、家庭学習など自ら学習する習慣の定着と「活用する力」の向上に向けた取組を進める。また、安全で学びやすい学校の環境づくりの充実を図るため、引き続き学校耐震化事業を進めるとともに、今年度を実施した保護者、生徒、学校関係者、市民などとのワークショップ(総合計画キャラバン)を踏まえ、空調整備や中学校給食導入に向けた取組を進める。

(関連する施策 03 学校教育-01 と 02)

(2) 子ども子育て支援新制度の開始に伴う関連施策の充実

来年度施行予定の子ども子育て支援新制度の開始に向け、保育所や児童ホームについて引き続き待機児童の解消に努め、一時預かりなどの多様化する保育ニーズに対応していくとともに、地域の子育て支援の充実を図る。また、市立幼稚園教育については、その充実に向け、「幼稚園教育振興プログラム」及び新制度の趣旨を踏まえ、幼児期の学校教育、保育の提供、適切な情報提供及び質的向上を行う。

なお、これら新制度に伴う取組にあわせ、子育て支援にかかるセンター機能の構築に向け、取組を進めていく。

(関連する施策 04 子ども・子育て支援-01 と 03、03 学校教育-02)

(3) 安定した生活を送るための就労や自立の支援の充実

総合計画の主要取組項目のうち、やむを得ず就労に至っていない人の自立に向けた就労支援については、これまで十分に組み立てているとはいえない。

そのため、来年度施行予定の生活困窮者自立支援制度について、本市の状況や制度に係る庁内検討会議の結果も勘案しながら、既存事業の再構築も行う中で必要な取組を推進していく。

特に、就労に向けた支援については、これまで生活保護受給者や住宅・生活支援対策事業対象者向けの就労支援や、企業活動の下支えを意識した一般的就労支援を実施してきたが、それぞれの取組の連携や本市独自の取組までには十分に踏み込めていないことから、これらを一部転換するなど、生活困窮者自立支援制度にあわせた就労支援体制の強化と、庁内の連携した実施体制の整備に向け、重点的に取り組む。

(関連する施策 09 生活支援-02)

(4) 自転車対策や老朽危険空き家、街頭犯罪への対策など安全・安心を実感できるまちづくりの充実

平成 23 年度と昨年度に実施した市民意識調査結果において、「生活安全」は 20 施策中最も市民満足度が下降した施策となっている。交通安全や治安等の面で日常生活を安心して過ごせていると感じている市民の割合も減少している。自転車関連事故や自転車盗難の増加、駐輪場不足や駐輪マナーの問題が大きな課題となっているため、これらの解決に向けた取組を推進する。

老朽危険空き家については、条例施行に向け必要な取組を検討するとともに、法改正の状況を踏まえた適正な体制の構築を検討する。効果が出てきているひたくり防止等についても引き続き更なる取組を進める。

(関連する施策 13 生活安全-01、20 都市基盤-01)

なお、これら重点化施策を実施するに当たり、平成 27 年度予算編成においては、裁量的経費を枠配分予算とし、一般財源を一律カットした予算のシーリングを設定することで、歳出予算の抑制と事務事業の見直しの促進を図るとともに、シーリングで捻出した財源の一部を重点化する施策に配分する。

2 プロジェクトの推進

プロジェクトに掲げる持続可能な行財政基盤の確立を目指していくためには、都市の体質転換を図る取組に加え、計画中間年次の平成 29 年度までに 30 億円の構造改革を進めていく必要がある。併せて、将来における公債費の増大を避けるため、投資的事業などによる将来負担の抑制を図っていく必要があることから、以下に掲げる取組を積極的に推進する。

(1) 歳入確保に向けた取組

歳入の根幹である市税収入のほか、保育料、国民健康保険料、住宅家賃などについては、これまでの取組により一定の成果はあがっているものの、未だ多額の収入

未済が生じていることから、収入率向上と収入未済額の縮減に向けた対応については、特段の取組を行うこと。

(2) 歳出抑制に向けた改革改善の積極的な取組

歳出抑制に向けた改革改善の取組については、施策評価で示した事務事業の見直しはもとより、同評価の視点で事務事業の廃止・縮小・転換や民間委託などあらゆる見直しの可能性について、積極的に検討し提案を行うこと。

(3) 投資的事業の抑制

投資的事業については、市民の安全・安心を最優先としつつ、プロジェクトに掲げる将来負担の目標数値を達成していく必要があることから、平成 25 年度主要取組項目における「平成 25～27 年度における投資的事業の予定について」に掲げる事業を基本とした調整を行う。

(4) 公共施設の再配置・統廃合と跡地活用

公共施設の最適化に向けた取組及び公共施設マネジメント基本方針に沿った取組の推進に向け、別途調整を行う。

3 予算編成における特記事項等

(1) 公開事業たな卸しの対象事業については、その点検結果及び意見を踏まえたうえで改革改善項目として取り扱い、他の項目と同様に調整を行う。

(2) 来年度が新たな期間のスタートとなる各種計画に基づく取組については、これまでの計画期間における取組の評価を踏まえ、既存事業の見直しを行ったうえで適切な予算要求を行うこと。

(3) 市制 100 周年関連事業については、既存事業の再構築による実施を原則とするが、「尼崎市市制 100 周年記念事業基本方針」を踏まえ、冠事業化も含めた積極的な検討を行うこと。

(4) 予算執行を伴わない取組（ゼロ予算項目）について、市政の取組の見える化と職員の意識改革を促進するため、今年度も積極的に推進する。なお、年度内に着手できるものは順次取り組むものとし、来年度実施分とあわせて情報発信していく。

4 効果的・効率的な職員定数管理

総合計画に掲げる「ありたいまち」の実現に向けて、各施策を有効に展開していくために、人的資源を有効活用し、効果的かつ効率的な人事・組織マネジメントを推進していく必要がある。

そのため、定数管理については、施策評価に基づく事業の再構築と連動した調整を行っていくとともに、各局の主体的なマネジメントをより発揮し、局のミッションを効率的に達成するために、調整の一部を各局に委ねることなど、以下のとおり行う。

(1) 施策評価と連動した定数調整

施策評価結果(二次評価)に基づいた事業の再構築(新規・拡充・見直し・廃止)を行うものについては、その結果に基づき職員定数の調整を行う。

(2) 事務の効率化等により財政的効果が見込める取組にかかる定数調整

(1)以外で、将来的な事務量減や効率化が見込める取組のほか、増員による集中的な課題解決により、人件費を含めた財政的な効果が生み出せる取組については、その業務量等を十分に精査する中で、職員定数の調整を行う。

(3) プロジェクト既計上項目等及び定数削減の継続検討項目にかかる定数調整

プロジェクトに計上している実施項目等にかかる職員定数についてはその内容を基に調整を行うこととし、定数削減に向けて継続して検討・調整してきた項目にかかる職員定数については、その経過等を踏まえる中で引き続き調整を行う。

(4) 特定の業務を遂行するために期間限定で職員定数の配置を行ったものにかかる定数調整

当初予定していた期間満了年度をもって、配置していた職員定数を解消する。

(5) 法改正等にかかる定数調整

法改正や権限委譲等に基づき業務量が増加する場合は、その業務量等を十分に精査する中で、職員定数の調整を行う。

(6) 上記項目以外にかかる定数調整

上記項目に該当しない職員定数の変更については、各局の主体性や自由性をより高め、業務の円滑な遂行に向けたマネジメントの強化の観点から、上記項目に該当しない現行の職員定数を上限とする中で、スクラップ&ビルドを前提として、各局の判断に委ねたうえで、内容の確認を行う。

なお、職種の変更が伴うものについては、事前に調整を行う。

5 今後のスケジュール

項目	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
新規拡充事業 改革改善項目		新規拡充事業・改革改善項目の提案調書締め切り	企画財政局確認	市長・副市長確認	予算整理	主要取組項目（案）公表 事務事業評価表公表	
予算編成	予算編成方針の発信	予算要求書締め切り	企画財政局予算査定		市長・副市長査定	当初予算（案）公表	
職員定数		定数要求書締め切り	総務局定数査定	市長・副市長査定	定数整理		

必要に応じて
パブコム

実施手法、提出書類等詳細については、別紙「予算編成方針に基づく実施要領」のとおり。

以上